

令和2年度 第5回香取市農業委員会総会議事録

令和2年8月5日

8月5日（水）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
日程第8 報告第4号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について
日程第9 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子			
4番	鈴	木	清	5番	篠	塚	正	則		
6番	遠	藤	宏	7番	寺	島	美	幸		
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武	
10番	富	澤	克	彦	11番	飯	森	孝		
12番	高	松	多	可	史	13番	鶴	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林	藤	江		
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男		
19番	伊	藤	寛							

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

3番 石 橋 清 勝

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 石 毛 明 子

農地班長 滑 川 典 文 主 査 高 橋 亮 太 郎
主 事 大 崎 隼 矢

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日出席委員は、17名です。

欠席委員は、3番 石橋清勝委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和2年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、9番 海老澤 武委員、11番 飯森 孝委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和2年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、1ページから5ページで、整理番号は1番から10番です。

整理番号1番、2番、8番、9番、10番は、譲受人が農業経営規模拡大のため、10番は贈与により、10番以外の4件については、売買により所有権移転をするものです。

整理番号3番および4番は、親子間の贈与により農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号5番は、農地が譲受人の自宅近くであることから、売買による所有権移転をするものです。

整理番号6番は、譲渡人が農業経営規模縮小のため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号7番は、譲渡人が農業経営廃止のため売買による所有権移転をするものです。

以上、10件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 去る、7月28日、火曜日午後1時30分より市役所302会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は10件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたしま

す。

この申請は、譲渡人は農業経営を行っていないため、農地を売り渡し農地所有適格法人である譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、農地を取得するものであり、お互いに協議が整ったため売買を行おうとするものです。

これまでの営農状況から所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号2番について、芹川推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

譲受人は、10町歩を超える経営面積を営んでおり、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

熱田推進委員には、電話で連絡をいたしました。

この申請は、母親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号5番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は譲受人の自宅から近く耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがいまして、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため農地を処分したい意向であり、譲受人は自作地に近く耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがいまして、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番、8番、9番の3件について、17番 大堀 潔委員。

17番大堀委員 整理番号7番について、山田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

譲受人は、約3町歩を超える経営面積を営んでおり、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思

したがいまして、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがいまして、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の縮小のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

譲受人は、約3町歩を超える経営面積を営んでおり、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

すが、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号10番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、知人である譲受人に贈与により所有権移転を受けるものです。

知人への贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る

意見について審議を求める。令和2年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、6ページから10ページで、整理番号は1番から14番です。

整理番号1番から5番、7番から10番の9件について、転用目的は太陽光発電施設用地であります。

なお、4番については、太陽光発電施設に加え、駐車場、資材置場用地となっております。権利の内容は、1番から3番が所有権移転、4番が賃借権設定、5番および7番から10番の5件が地上権設定です。

これらの申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号6番、13番、14番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は6番が所有権移転、13番、14番が使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、6番および14番は、第1種農地であります但不許可例外事由Iに該当します。13番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号11番、12番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地であります但不許可例外事由Iに該当します。

以上、14件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

1 5番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は14件であります。

書類で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番から3番の3件について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号1番から3番については、関連案件ですので、一括して現地調査等を

行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○を○○○から○○・○○方面にずっと行ってもらいまして、○○○の○○、○○の○○がありまして、その手前に○○○○○○がありまして、そこを左に○○から○○メートル位入ったその場所がそうです。

この申請は、譲受人は○○○○○○に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等は行わず、透水性のある防草シートを敷き、その上を砂利敷きとします。

雨水は敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水はありません。

また、隣接農地とは高低差がないため、土砂等が流出する恐れはありません。

なお、申請地は耕地整理組合より転用同意を得ており、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○○○○○○○○○を○○方面へ向かって、○○○○を横断し○○の○○から○メートルほど先、左側に○○○○○○○○○○○○○○○○があり、その前の土地になります。

この申請は、譲受人は市内に本店のある○○○○○などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

雨水は、敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水はありません。

また、隣接する農地より低いため、土砂等が流出する恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号5番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

まず、場所でございますが、市内から○○方面に向かいまして、○キロほど行きますと○○○○○○○○○○が左手にあります。その前を右手斜めに入って○キロほど行きますと○

〇〇〇というのがあるんですが、その〇〇〇〇の先になります。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

雨水は、敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水はありません。

また、隣接農地とは高低差がないため、土砂等が流出する恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号6番について、栗山推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この場所は、〇〇〇〇を渡り〇〇〇〇〇〇に隣接する〇〇〇〇〇〇〇付近から〇〇方面に向かい、約〇〇メートルほど行った先を左折し、約〇〇メートルほど行った所になります。〇〇〇〇手前になります。

この申請は、譲受人は現在アパート住まいですが手狭となったため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水については、雨水は敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、土壌湿潤・発散装置にて、敷地内処理となります。

また、隣接農地との境界には、既に土留めが設けられており、土砂流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番から10番までの4件について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号7番から10番については、関連案件ですので一括して現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、市内から〇〇〇〇〇〇を〇キロほど行った〇〇の〇〇を右折し、そこから〇〇メートル位行った左側になります。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇に本店のある〇〇〇〇〇〇〇などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

また、本事業計画のほとんどの事業地は、令和元年7月26日付けで転用許可が出ております。

本件は、当時未相続地であったところで、相続が完了した残りの事業地となり、事業地全体の面積は約〇ヘクタールとなります。

申請地では、埋立て等はいりません。

雨水は、事業計画地から排水路を設けた調整池で貯留し、流量を抑制しながら同意を得た水路に放流します。

また、隣接農地との境界に土堰堤を設け、事業地の中央に勾配を設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号11番、12番の2件について、12番 高松多可史委員。

12番高松委員 整理番号11番、12番については、関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明します。

なお、山田推進委員には電話にて連絡してあります。

場所なんですけれども、〇〇〇〇〇〇北西側、約〇〇メートル行った道路沿いになります。

この申請は、譲受人は市内に本店のある土木・建設業などを営む法人ですが、従業員用駐車場および建設機械置場が不足しているため、本社の近接地に駐車場を整備する計画をしたものです。

申請地では、接地する公衆道路と高さを合わせるため、埋立てを行います。

雨水は、敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水はありません。

また、隣接農地との境界にフェンスを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区より転用同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号13番、14番の2件については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号 13 番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○より○○○○○○を○○方面へ○キロほどの所にある○○○○○○○○のすぐ先の交差点を向かって左折した所から○○メートルほど行った所になります。

この申請は、譲受人は現在実家住まいですが手狭となっているため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行いません。

排水については、雨水は市道側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、同じく市道側溝へ放流します。

また、隣接農地との境界にはブロックを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号 14 番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○と○○○○○○○○○○が交差する○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○のある○○より○○方面へ○○メートルほど行った所になります。

この申請は、譲受人の住所は実家のままとなっておりますが、現在アパート住まいで手狭となっているため専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、接地する公衆道路と高さを合わせるため埋立てを行います。

排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、同じく同意を得ている水路へ放流します。

また、隣接農地は譲渡人の所有地で、植栽等を設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区より転用同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めます。

令和2年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和2年度第5次農用地利用集積計画は、ページは11ページから25ページで、整理番号1番から39番です。

所有権移転が5件、18,403㎡で、このうち田が10,684㎡、畑が7,719㎡です。

次に、使用貸借権設定の新規が4件、22,426㎡で、このうち田が3,085㎡、畑が19,341㎡です。

次に、賃借権設定の新規が18件、134,892㎡で、このうち田が27,724㎡、畑が107,168㎡です。

次に、再設定が1件、田で1,020㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、

使用貸借権設定の新規が1件、田で1,098㎡です。

次に、賃借権設定の新規が10件、57,113㎡で、このうち田が7,384㎡、畑が49,729㎡です。

以上39件の第5次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号整理番号5番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号整理番号5番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号整理番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の5番を除く38件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の5番を除く38件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の5番を除く38件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和2年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、26ページから29ページで、整理番号は1番から9番です。

使用貸借権設定の新規1件、田で1,098㎡です。

賃借権設定の新規8件、57,113㎡で、このうち田が7,384㎡、畑が49,729㎡です。

以上、9件の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

議 長 これより報告事項に入ります。事務局から説明を求めます。

◎日程第5 報告第1号

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので、報告する。令和2年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件です。

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和2年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は2件です。

◎日程第7 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地および採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令和2年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第8 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。令和2年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第9 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので、報告する。令和2年8月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は3件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時44分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人